



岡山市立小学校講師の失職について

令和8年8月15日に、岡山市立小学校講師が失職したのでお知らせします。

1 該当職員

岡山市立横井小学校 講師 垣内 優輝(かきうち ゆうき) 25歳 男性

2 事案の概要

当該講師は、令和7年8月17日(日)に岡山県岡山市内宿泊施設内において、13歳未満と知りながら、性的姿態をスマートフォンで動画撮影したことについて、令和8年6月9日(火)に性的姿態撮影処罰法違反及び児童買春・ポルノ禁止法違反の容疑で逮捕され、6月29日(月)に起訴されました。

また、令和7年11月3日(月)に自身のスマートフォンから児童ポルノ動画データ1点を、交流サイトで知り合った男性のスマートフォンに送信したこと、併せて令和8年4月8日(水)に自宅において、性的欲求を満たす目的で児童ポルノ動画データ2点を記録したスマートフォンを所持していたことについて、令和8年6月29日(月)に児童買春・ポルノ禁止法違反の容疑で再逮捕され、7月9日(木)に追起訴されました。

令和8年7月31日(金)、さいたま地方裁判所熊谷支部において、第1回公判が開かれ、即日結審し、拘禁刑1年6月、執行猶予3年の判決を受け、令和8年8月15日(土)に同判決が確定しました。

3 失職理由

令和8年8月15日(土)に、拘禁刑1年6月、執行猶予3年の刑が確定したことにより、地方公務員法第28条第4項の規定により、失職しました。

4 管理監督責任

上司である校長に対し、文書訓告を行いました。



5 教育長コメント

教育関係者が、総力を挙げて不祥事の根絶に取り組んでいる中、このような不祥事案件が発生したことを非常に重く受け止めております。

こどもたちや保護者をはじめ、市民のみなさまに大変ご迷惑、ご心配をおかけし、誠に申し訳ございません。

今後、教職員に対する服務規律の徹底及び不祥事の再発防止に向けてより一層強力に取り組み、教育に対する信頼回復に努めてまいります。

令和8年8月17日
岡山市教育委員会
教育長 三宅 泰司

【参考】

○ 地方公務員法(抜粋)

(降任、免職、休職等)

第二十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

四 職員は、第十六条各号(第二号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

【問い合わせ先】

岡山市 教職員課 高井・永守 直通086-803-1586 内線3831